

# 文化村センターの野外ステージを使ってみませんか？！

「屋久島環境文化村センター野外ステージ利用申込み」のご案内

島内外の方々の交流の場，屋久島の自然や文化を始めとする地域文化活動の発信・交流の場としてどうぞご活用ください。

## 野外ステージ様子



ステージから観覧席側を見た様子



港側からステージを見た様子

## 野外ステージ施設利用の手引き

- ・ **利用条件**
  - ・ 屋久島に関する情報発信，屋久島島民に向けての情報発信，自然環境保全に係る啓発，島内外の人々の交流等に資するもので，公序良俗に反しないものとします。
  - ・ 原則として営利を目的としない団体・機関・グループ・個人が主催するものとします。ただし，営利企業等が主催するものであっても，その内容等によっては利用を許可することがありますので，お問い合わせください。
  - ・ 施設内での火気使用はできません。また，テントなどによる宿泊等もできません。
  - ・ ミニコンサート等のパフォーマンスも可能ですが，売店やレストラン，大型映像，展示ホール，近隣の住民等の通常生活に支障がない範囲とします。
  - ・ 9：00～17：00の時間内での利用となります。左記時間以外での利用については別途相談に応じます。
- ・ **利用料**
  - ・ 無料（光熱費を実費程度の募金をお願いしています。）  
外部コンセント使用1時間100円，野外灯使用1時間200円
- ・ **利用期間**
  - ・ 利用形態に応じて，約1週間以内（別途相談に応じます。）
- ・ **申請**
  - ・ 別紙「野外ステージ利用許可申請書」を提出し，事前に利用許可を受けてください。（この案内の裏面は，申請書になっています。）
  - ・ 特に，利用目的と活動の内容は，できるだけ詳しく具体的にお書きください。（計画書等を添付していただくと幸いです。）
  - ・ 野外ステージが空いていれば，随時申し込みを受け付けます。
  - ・ 申請内容を検討し，原則1週間以内に連絡いたします。

御希望の利用期間が重なった場合には，期日の変更等お願いをする場合もありますので，あらかじめご了承ください。

- ・ **許可条件**
  - ・ 搬入，設営，搬出等は，職員の立ち会いのもと，利用者が責任を持って行ってください。また，利用後は必ず利用前の状態にもどしてください。（建物，敷地内の破損等については実費をいただきます。）
  - ・ 利用期間中の維持管理は，利用者が責任を持って行ってください。
  - ・ 販売行為は，原則としてできません。
  - ・ 駐車場は第2駐車場を使っていただきます。